

出土品の取扱い基準

平成28年4月

福島県教育委員会

出土品の取扱い基準

福島県教育委員会

平成9年8月13日付け文化庁次長通知（庁保記第182号「出土品の取扱いについて」）に基づき、福島県教育委員会は県内における発掘調査等による出土品の取扱いに関する基準を以下のとおり定める。

1 目的

本基準は、発掘調査等による出土品の文化財保護法の趣旨を尊重した適正で効率的な取扱いを図ることを目的とし、その区分・取扱いの方法・手続きに関する標準的な基準を定め、今後の保存・活用の指針とするものである。

2 出土品の定義と適用の範囲

- (1) ここでいう出土品とは、発掘調査等により出土したもので、堆積土・遺構覆土等遺構面を構成する地盤等を除くすべてを指す。
- (2) この基準は、福島県内で行われる発掘調査等による出土品を対象とする。

3 出土品の区分

- (1) この基準における区分は、将来にわたり保存を要し、活用の可能性のあるものか等の視点から出土品を分類することをいう。
- (2) 出土品の区分については別紙1のとおりとする。
- (3) 出土品の区分・取扱いは、県・市町村の埋蔵文化財担当専門職員、又は県教育委員会が適当と認めた者が当たるものとする。
- (4) 県・市町村は取り扱った出土品の区分・取扱い方法等について記録を作成し保管するものとする。
- (5) 出土品の区分・取扱いについて不明な点が生じた場合、市町村教育委員会は県教育委員会と協議の上行なうものとする。

4 出土品の保管

- (1) 「出土品の取扱い基準」によって保管をすることとした出土品は、その状態に応じて以下のとおり適正な保管を行なうものとする。
 - a 適正な保管とは出土遺跡、遺構名、地点、層位、出土品の種別・名称、数量がわかる状態で保管されていることをいう。
 - b 遺構に伴う遺物・包含層出土遺物は出土遺構名、地点、層位、遺物名等から検索が可能な状態で保管する。

- c 遺構外出土遺物は出土地点、その他の情報を記して遺跡ごと保管する。
- (2) 金属製品・木製品等で腐食・劣化により崩壊・変形が予想されるものは、保存処理等の処置を講じて適正な環境で保管する。

5 出土品の活用

- (1) 県及び市町村教育委員会は出土品の適正な保管を基に、出土品の文化財としての活用と学術的活用を広範かつ適切なかたちで進めるよう努める。
- a 文化財としての活用とは、出土品の歴史的・芸術的価値等の理解を推進するための公開・展示等を行ない、人類の歴史・文化等の正しい理解を図り、且つ、将来の文化の向上発展に寄与することを言う。
 - b 学術的活用とは歴史的・芸術的観点等から検討し、その出土品の学術的意味を明らかにすることと言う。
- (2) 活用にあたっては、出土品の価値・文化財の保護について理解を助ける措置を行なうと共に、出土品の保全に努めるものとする。

6 出土品の廃棄

- (1) この基準により保管を要しないとされたものは、廃棄することができる。
- (2) 別紙1の基準に基づいて保管を要しないと区分されたものでも、表面調査、試掘・確認調査等により出土し、遺跡の所在・範囲の確定等の根拠となったものについてはすべて保管するものとする。
- (3) 別紙1の基準に基づいて保管を要しないと区分されたものでも、時代的・地域的に見て希少性のあるもの、遺構・遺跡の性格を考える上で重要なもの、将来活用の計画があるものについては保管するものとする。
- (4) 市町村教育委員会が出土品を廃棄しようとするときは、その内容・方法等について事前に県教育委員会と協議し、その結果に従い、別紙様式で県教育委員会に届けるものとする。
- (5) 出土品の廃棄は遺物整理・報告書作成作業等の経過を経て、出土品の十分な検討を行なってから決めるものとする。
- (6) 出土品を廃棄する場合は、環境への影響を配慮すると共に、将来において廃棄場所が埋蔵文化財包蔵地と誤解されるなど混乱を生じないように処置を講じるものとする。

7 出土品の法的取扱い

- (1) 出土品の区分基準により発掘調査等で埋蔵物として取り上げを行なったものは、遺失物法4条第1項の規定により発見届を提出する。但し、調査終了後に廃棄する

ことを前提として取り上げたものはその限りではない。

- (2) 遺失物法4条第1項の規定により発見届をし、文化財保護法第102条の規定により文化財と認定された出土品をこの基準に基づき保存を要しないものとして廃棄する場合は、文化財保護法第107条の第1項の規定による譲与を受けた後に行なうものとする。

8 出土品取扱いの体制

本基準を適正に執行するため、県・市町村は出土品取扱いのできる専門職員の確保・資質向上、保管施設の整備等の体制充実につとめるものとする。

9 基準の改定

さらに適正な取扱いを行なうため、県教育委員会は今後検討を進め新たな学術的成果を取り入れ、随時見直しに努めるものとする。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から適用するものとする。

この基準は、平成28年4月1日から適用するものとする。

(別紙様式)

文 整 理 書 番 号

令 和 年 月 日

福島県教育庁文化財課長 様

教育委員会教育長

〇 〇 遺跡出土品の廃棄について (届出)

令和 年 月 日に協議した、標記の出土品について下記のとおり廃棄しますので届出します。

記

1 廃棄を行なう出土品

- (1) 出土遺跡の名称
- (2) 出土遺跡の所在地
- (3) 調査年月日
- (4) 譲与年月日及び許可番号 令和 年 月 日付け 第 号
- (5) 廃棄する出土品の名称と数量

2 廃棄の方法

- (1) 出土品の区分方法
- (2) 処置の年月日
- (3) 処置の場所
- (4) 処置の方法

3 出土品取扱い担当者の職氏名

(添付資料) ①譲与通知書の写し

②廃棄の方法・場所を示す図面・書類

【別紙 1】

出土品の区分基準

1 各調査段階での区分

- I レベル…………… 発掘調査現場等で取り上げる。
- II レベル…………… 発掘調査現場等で選別して取り上げる。
- III レベル…………… 原則取り上げない。

2 保管方法の区分

- a ランク…………… 将来にわたり保管する。
- b ランク…………… 一部またはサンプルを保管する（必要な場合は分析等を行なう）。

3 出土品の種別と取扱いの区分表

出土品の種別	出土品の例・状態	区分	備 考
土器・陶磁器	分類・復元が可能なもの	I a	
	近世の大量生産させた陶磁器	II a	
土製品	土偶・埴輪・祭祀具・等	I a	
石器・石製品	石核・剥片・チップ等	I a	
	原石	III	
木 器	製品・部品	I a	
	完成形が分かる破片・未完成品	I a	
	長さや厚さがそろえられる等の加工されたもの	II b	
骨角器		I a	
金属器	近世以前の製品	I a	
	近世の大量製品	II b	
鉄塊		I a	
瓦・磚	中世以前の製品	I a	
	近世以降の型作り製品	II b	
ガラス製品	近世以前の製品	I a	
製品の副産物	鉄滓	II b	
その他の原材料	粘土塊・鉱石・等	II b	
食料残渣等	貝殻・骨片・種子・等	I b	
家畜等の遺体	中世以前のもの	I b	
遺構を構成する部材	井戸枠・柱根・杭等、カマド材	II a	
	窯体材・炉体材	III	
	古墳の石室・葺石・石垣・敷石住居・配石遺構・炉跡等の石	III	
人 骨	中世以前のもの	I a	
木 炭		II b	
焼失住居の焼失材		II b	

* 上記以外の取扱いについては、関係機関で協議し決定する。

* III レベルの出土品を取り上げる場合は関係機関で協議する。